平成２６年（フ）第３７号
岩手県花巻市松園町１丁目４番17号
破産者　佐藤　勝信
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第２３５号
茨城県水戸市堀町909番地の16　203号、旧住所茨城県水戸市千波町1403番地の８
破産者　瀧田　雅樹
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２４８号
茨城県ひたちなか市新光町23番地　県営ひたちなかアパート３棟２－１号
破産者　村井　　崇
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４６０号
静岡県駿東郡清水町徳倉1077番地の１　フレグランスＡ201号、開始決定時の住所静岡県駿東郡清水町徳倉1656番地の２
破産者　関根　隆史
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１２４号
神奈川県足柄下郡湯河原町中央５丁目17番地３、前住所静岡県熱海市上多賀661番地の１
破産者　冨沢　秀勝
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１５７号
静岡県御殿場市新橋882番地
破産者　古瀬　　豊
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１９７号
静岡県駿東郡長泉町納米里155番地の１　サングリーン吉川205号
破産者　渡邉　　靖
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１９９号
静岡県駿東郡清水町徳倉1077番地の１　フレグランスＡ201号、前住所静岡県駿東郡清水町徳倉1656番地の２
破産者　関根美佐子
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２１４号
静岡県駿東郡清水町伏見600番地の９　フィールドコートステラ303
破産者　渡邉ますみ
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１２１号
愛知県一宮市開明字郷中77－１　エクセルＨＡＭＡＤＡ206号　森正巳方、住民票上の住所愛知県一宮市浅井町小日比野字大塚13番地
破産者　森　　賢
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１９０号
愛知県一宮市昭和２丁目15番23号
破産者　野田　辰夫
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第８５号
名古屋市千種区御影町２丁目１番地　メゾンアベール御影302号、開始決定時の住所名古屋市千種区香流橋２丁目１番20号　ユーステージ香流弐番館301号、申立時の居所愛知県高浜市神明町３－９－６　アンプルールリーブルＷｉｎｇ102
破産者　田中　祐介
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２２５号
愛知県豊田市生駒町大坪17番地　キングスコート豊田生駒706号
破産者　澤田　幸子
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２３０号
滋賀県甲賀市信楽町勅旨1550番地２
破産者　小西美智子
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４１号
大津市穴太１丁目６番14号　202
破産者　田村　忠晃
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８号
兵庫県尼崎市昭和南通７丁目163番地の２グローバル竹馬703号、前住所兵庫県伊丹市南本町６丁目３番16―610号
破産者　重部　弘志
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３５５号
兵庫県尼崎市金楽寺町１丁目３番３号メゾンレックス401号、前住所兵庫県尼崎市道意町３丁目７番地の１レオパレスＨ＆Ｋ201
破産者　前田　　彰
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４４７号
兵庫県尼崎市上ノ島町３丁目28番30―106号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市崇徳院３丁目２番地グランコート尼崎西507号
破産者　中濵　正浩
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係